

麓山風力合同会社「(仮称)麓山風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年7月6日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)麓山風力発電事業環境影響評価方法書について、麓山風力合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県二本松市及び伊達郡川俣町
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大75,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和元年7月17日
環境大臣意見受理	令和元年9月26日
経済産業大臣意見発出	令和元年10月8日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和2年1月9日
住民意見の概要等受理	令和2年3月13日
福島県知事意見受理	令和2年6月3日
経済産業大臣勧告発出	令和2年7月6日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

麓山風力合同会社「(仮称)麓山風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 対象事業実施区域の周辺では大規模な風力発電事業が複数計画されていることから、本事業との累積的な影響について、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
2. 大気質に係る調査地点については、事業計画の具体化に当たり、適切に調査地点を選定した上で、調査、予測及び評価を実施すること。
3. 両生類及び昆虫類の調査について、早春季の調査を追加すること。
4. 風力発電機設置予定地点の近傍には複数の集落が存在することから、景観の評価地点選定に当たっては、適切な評価となるよう検討すること。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)